

明末遼東の互市場

江嶋, 寿雄

<https://doi.org/10.15017/2328421>

出版情報 : 史淵. 90, pp.67-94, 1963-04-30. 九州大学文学部
バージョン :
権利関係 :

明末遼東の互市場

江 嶋 寿 雄

序

一、明末遼東の馬市

二、遼東の木市

三、寛奠等の互市

結

序

明会典・一五三・兵部・三六・馬政・四・各辺互市の条には遼東開原・広寧の馬市に就いて記し、その馬市の所在を示すに、其互市一は開原城南に於て云々と記し、馬市の馬価を遼東互市馬価と記し、朶顔三衛の馬市の禁絶を朶顔三衛互市を革むと記している。馬市が互市の概念に内抱されることは明かである。しかるに一方寛甸互市に就いて山中聞見録が掲げる遼東巡撫張学顔の上請には、寛奠の互市は「無馬匹他違禁物。与開原・広寧撫順異。」とあつて、開原・広寧・撫順に開設されている馬市と寛甸の互市とは相違することを述べている。これによると馬市即互市或は逆に互市即馬市とは云

えないわけである。互市とは元來外国と相互に交易する商行為を指す語であるから、馬市の交易が互市と呼ばれることは当然であるが、明末遼東に於ける辺境貿易には総称的に互市と呼び得る取引のなかに、若干の性質の違いにより夫々特殊の名称で、馬市と称され、木市と呼ばれ、或は狭義に互市と称される取引が行われていたと考えられる。本論の題目に云う互市は総称としてのものであり、文中狭義の互市は互市の行われた地名を冠して示すことにする。

明代遼東の互市として著名なものは永樂四年開原と広寧に設置された馬市である。通説では開原には城東と城南に二所、広寧には鉄山に一所設置されたとあるが、開原は城東一所のみで、広寧と合して遼東二所が初設であつたと考える。設置当初は専ら官市で政府の馬の収買を目的としたが、明の馬政の成功による収買量の減少と、民間の馬の需要により官市の後で私市が許される様になる。私市への民間の参加が互市の自由を求めて馬市場外での官督を避けたより広範な密貿易を盛んにした。この密貿易を公然と承認することによつて取引を統制し場所を限定せんとし、併せて女直の朝貢制限の引替条件とするために正統四年に開原交易が許可せられた。女直のためのより広範な商品の取引市場の出現といつても従来既に密貿易が行われていた市場の承認に過ぎないが、これが開原南関馬市である。これは専ら女直のための馬市であり、馬の取引を主とした官市私市をもつ本来の馬市よりも、民間取引を主とした互市場としての性格のものであつた。併し南関女直馬市の公認により、従來の城東馬市は自然と兀良哈のための馬市になつていつた。正統四年から同十四年兀良哈馬市禁絶までの期間が、正に諸書に云う広寧馬市一所、開原馬市二所の状態を示していた。正統十四年瓦刺の也先大師韃靼の脱腕不花王の侵入に際してその侵入の嚮導を勤めたと見られた兀良哈三衛は馬市の交易を禁革された。広寧の馬市と開原城東の馬市が閉鎖され、開原南関馬市が唯一の互市場として女直にだけ開放されていた。やがて建州女直の朝貢制限の代償として天順八年に撫順馬市が開設され、海西女直は開原南関馬市、建州女直は撫順馬市と分割専用化が行われた。一方兀良哈三衛による頻繁な馬市復開要請が成化十四年に至つて許可せられ、広寧、開原、古城堡南に一所、前者は

住牧地の關係で主として朶顏・泰寧二衛に、後者は主として福余衛に対して馬市が復開されたのである。この時から遼東に於ける馬市は四所を数えることになる。この後約九十年遼東の互市はこの四所の馬市を中心として行われた。しかるに明末隆慶万曆年間に至つてこの状態は打破されて遼東辺境の各地に互市場が開かれ、遼東国境の貿易は著しく盛大となつたものと考えられる。本稿ではそれら明末に開設された互市場の開催地と開設の理由年次継続期間等を明かにしたい。

一、明末遼東の馬市

全遼志（卷一）山川・関梁の条に明代遼東の馬市に就いての周知の記録がある。

女真馬市 永樂初設開原城東屈換屯。成化間改設城南門外西。每歲海西夷人于此買売。

達達馬市 成化間添設于古城堡南。嘉靖三年改于慶雲堡北。每歲海西黑龍江等衛夷人于此買売。

撫順馬市 城東三十里。建州諸夷人於此交易買売

広寧馬市 在叵山堡。朶顏泰寧二衛諸夷於此買売。

この四所の馬市は成化十四年兀良哈三衛馬市が復開された以後を示すものであるが、全遼志の成つた嘉靖四十四年当時の馬市の数・位置・利用部族をも示してくれる。この間八十七年程四馬市は継続開市されていたわけである。ただ古城堡南の達達馬市が嘉靖三年に慶雲堡北に移置されただけで、他の馬市は移動していない。開原に二所、撫順に一所、広寧に一所の状態が長年に亘つて続いていたのである。

ところが明実録万曆四年正月丁未の条に次の様な注目すべき記録が見える。これは遼東巡撫御史劉台の条上三事のなかの二「慎互市以伐虜謀」と題する一文であるが、先づ遼東辺境外に展開する虜夷を順次に挙げた後に続けて、

祖宗以来嘉其慕義。許以互市。広寧設一関一市。以待朶顏泰寧等夷。開原設三関三市。以待福余西北等夷。

開原迤東至撫順設一関市。待建州等夷。事屬羈縻。勢成藩屏。數十年來積套成弊。

とあり、次に市夷の弊害増長を先年と現在を對比しつつ色々と挙げ、ただ広寧関市は巡撫や鎮守総兵が重兵を握つて制圧しているので稍約束に従い、撫順も建州の強酋王杲が擒殺されて各部衰弱し王台の統制下にあり心配はない。開原は三面が夷虜に隣接し形勢孤懸最も寒心すべしとして更に続けて開原の三関三市に就いて記述している。

查該三関三市。王台由広順関入市東果園。離鎮城十五里。逞加奴等由鎮北関入馬市堡。離鎮城二十里。福余等夷由新安関入市慶雲堡。離鎮城四十里。近年王台・逞加奴等。皆得徑至開原南城牆。混列雜処。安肆貿易。略無界限。……下略

劉台の上奏は長文で全部を掲げるとは出来ないが、明末馬市の状態を示す貴重な史料である。彼によると遼東の馬市は五所、即ち広寧一所、撫順一所、開原三所となる。全遼志と比較すると、広寧と撫順と開原慶雲堡の三馬市は同一のものを挙げているが、全遼志の開原女真馬市（南関馬市）を数えず、代りに全遼志では明末に存在しない東果園と馬市堡の馬市を挙げている。しかも劉台は馬市としては数の中に入れていなかったが併し明かに開原南関馬市の後身と見て誤りない開原南城牆で女直が漢民と混列雜処し安肆貿易していることを述べている。新設の東果園や馬市堡より遙かに利用度の高い互市場が開原南城牆下にあつたことを認めざるを得なかつたわけである。そこがなお南関馬市と呼ばれたか否かは明かでないが、劉台の上奏は結局開原に四市、少くとも三馬市と一互市場を示しているのである。

明末に於いて東果園と馬市堡の二馬市の存在は遼東志にも全遼志にも見えない。馬市堡はその位置や名前からして初設城東馬市との関連が考えられるが、正統十四年廢絶後はこの方面に馬市は存在しなかつたのであるから、明末改めて設置又は復設されたものに違いない。東果園は他の史料には全く見えない馬市である。万曆十五年に成つた万曆会典は不思議にもこの二馬市のことを全然記していない。といつて遼東の巡按御史として現地に在り、三関三市を査該した上での劉台の上奏であるから、この二馬市が架空のものであるとか、誤解誤聞だとして退け得る様なものではない。万曆四年には開

原所屬の東果園と馬市堡に馬市が置かれていたことは疑いないことである。

東果園と馬市堡の位置は劉台の上奏通りに考えてよからう。即ち東果園は広順関を入り、靖安堡を経て大清河沿いの交通路を開原に向う途中、開原に十五里の地点、滿洲歴史地理第二卷稻葉博士の明代遼東の辺牆附図では広順関―靖安堡―開原の通路に沿う河を沙河として示しているが、全遼志卷一山川ではこれは開原城東南四十里の扣河（扣清河）即ち大清河でなければならぬと思う。中山八郎氏「明代滿洲に於ける馬市開催地に就いて」^{註1}に掲げられている參謀本部地図による「開原附近水道図」に於いてはこの河は清河として示されている。稻葉博士の辺牆図には沙河即ち大清河の北岸地帯に黄泥岡と記されている。黄泥岡は全遼志卷二边防・開原城堡墩台障塞の靖安堡の条に

靖安堡 官軍三百六十員名。楊木答兀屯可屯兵。黄泥岡可按伏。于麻劄台北空通賊道路。開原城兵馬可為策慮。

とあつて、靖安堡開原間の按伏の要地として記されている。遼東志卷三兵食には略同文の記事で黄泥岡屯とあり、按伏の地としては黄泥岡屯が正しいかも知れない。黄泥岡はその名の如く、大清河沿岸の台地の総称であろうか。大清河はこの黄泥岡を略々東西に横切つて平地に出て開原城南で小清河と合流する。東果園は黄泥岡の谷を出た大清河の沿岸あたりに在つたものであらう。詳しい地図を見るを得ないから現在の地名との比定は今の筆者には不可能であつた。他方馬市堡は鎮北関を入り小清河に沿うて下り鎮北堡威遠堡を経て開原に至る小清河沿流の交通路の、開原より二十里の地点、しかも小清河北岸にあつたものと思われる。中山八郎氏の前記「開原附近水道図」の後馬市堡の位置が正にそれに当ると思う。何となれば、遼東志卷三兵食や全遼志卷二边防等によれば初設城東馬市が置かれたという屈換屯は威遠堡管内に在り、馬市堡となる以前の馬市屯は鎮北堡管内にある。威遠堡と鎮北堡の管轄は小清河（中山氏「開原附近水道図」では寇河）を境としてその北岸は鎮北堡管内、南岸は威遠堡管内であつたと見られるから、馬市屯は小清河（寇河）北岸にあつたと考えられ、そこが後馬市堡になつたと考えるからである。後に述べる様に遼東志にも全遼志にも未だ馬市堡という地名は無

くて馬市屯があるだけである。明末馬市屯に馬市が復開された時、馬市警防の爲修堡がなされ、馬市屯が馬市堡と呼ばれることになったものの様である。

東果園と馬市堡の馬市が何時開設されたかを明示する史料は管見にして見出し得ない。劉台の上奏にある以上万曆四十四年までは未だ開原南関馬市が存続して、東果園・馬市堡の二馬市は存在しなかつたと見てよいかも知れない。併し前にも述べた様に万曆十五年編集の万曆会典にも、既に存在した筈のこの二馬市に就いて記述していないという例があるので、全遼志の無記述だけを唯一の証拠にするのは困難である。さて従来海西女直は全て鎮北関經由で貢市に往來していたのであるが、明末になつて別に広順関經由の朝貢入市が許可された。かくて海西女直の一部は鎮北関經由で、他の一部は広順関經由で入関することになった。この分道入関が馬市堡東果園二馬市の開設と密接な關係をもつと見て誤りないであろう。何となれば広順関經由の貢道が許可されないで、広順関開原を通ずる道の中に馬市が設置されることはあり得ないからである。要するに海西女直の勢力が二つに分裂して夫々別の貢道を通つて朝貢互市する様になつたため、従来共通に利用していた南関女真馬市の代りに夫々に専用の馬市が馬市堡と東果園に開設されたものと考えられる。明実録隆慶五年八月（己酉）の条に遼東撫按官が会同合議して上奏した撫処屬夷事宜の一項に

一、修復広順鎮北二関。以備夷人入市。

とあり、二関が既に貢市路として共に承認されていたことを示している。従つて二関分道のことは隆慶五年以前でなければならぬ。二関分道に就いて説史方輿紀要卷三七・山東八・安東衛の条下鎮北関の説明に次の様に記されている。

鎮北関 衛東北七十里。海西族朝貢市易処。又広順関在衛東六十九里。靖安堡東、嘉靖中海西族分道款関。

因以鎮北曰北関。広順曰南関。

顧祖禹に抛れば分道款関のことは嘉靖中に行われたというのである。二関分道に因つて北関南関の称が起つたというのである。北関南関は葉赫と哈達を呼ぶ称呼となるが、顧祖禹は鎮北関と広順関そのものを呼ぶ名称として記している。関そのものを指す称呼の方が本源的なものであることは云うまでもない。明実録万曆十六年九月戊寅の条の薊遼總督張國彥と遼東巡撫顧養謙の会題に

至王台而益效忠順。北収二奴。南制建州。相率内向。時王台近広順関。称南関酋。二奴近鎮北関。称北関酋。

とあるによれば、哈達の王台は南関に近く住み南関を通つて入辺するので南関の酋と称され、葉赫の遑加奴仰加奴は鎮北関に近く居り北関を通つて入関するので北関酋と呼ばれたことが知られる。しかし山中聞見録卷十四人志には

台居静安堡外。有室廬耕種。与諸夷異矣。修款広順関。地近南。称南関。遑加奴仰加奴修款鎮北関。地近北。

称北関。

とあつて、王台或はその部落が南関を、二奴或はその部落が北関を以て呼ばれている。このことは万曆武功録や三朝遼事実録等でも同じ用法である。三朝遼事実録総略南北関に

嘉隆間有王忠者。為塔山前衛夷酋。部衆強盛。凡建州海西毛憐等一百八十二衛二十所五十六站。皆畏其兵威。

于是悉得国初所賜東夷一千四百九十八勅。因創寨于開原靖安堡広順関外。住牧。以便互市入貢。即開原所謂

南関也。

とある。王忠は明かに王台の誤りであるが、ここでは南関は広順関ではなく、王台の哈達勢力を呼ぶ名称として用いられている。この様に南北関には広順鎮北の二関を指す場合と二関の関外至近の地に形成された女直の勢力哈達と葉赫を指す場合とがあるが、いづれにしてもそれは二関分道に因る結果である。さて二関分道のこととは前掲した明実録・山中聞見録の記事、その他東夷考略等によつても哈達の王台が女直社会で強盛となつた時に行われたと記している。三朝遼事実録は

これを王忠と前掲の如く記しているが、嘉隆間の塔山前衛夷酋は王忠でなく、それを継いだ王台の時代に当り、前掲諸書が王台の事績として述べている事が王忠と誤られて記述されているので、前掲三朝遼事実録の王忠は当に王台とあるべきで、そうとすれば二関分道はやはり王台の、しかも女直の覇権を得た時期に行われたと解される。遼夷略は南関北関を速黒忒と祝孔革まで遡つて記述しているが、これは南北関が分離した後で哈達葉赫の祖系に遡り基礎確立の強酋として挙げたに過ぎないものと思われる。王台が王忠の後を承けて哈達の部長となつたのは園田一亀氏によれば嘉靖二十八・九年頃であり、嘉靖三十年以後ではあるまいとされる。併し明実録には嘉靖三十年七月に王中（忠）等二十八人が朝貢して陞職を奏請しているから、嘉靖三十年までは王忠は生存していたことは確かである。代つた王台の名が実録に初見するのは嘉靖三十七年五月である。従つてその交替は嘉靖三十年から三十七年の間である。この間に王忠は部人に殺され、王忠の子博爾坤が父の仇人を殺して従兄に当る万（王台）を迎えて哈達部の部長に推戴し、王台の力によつて哈達部の掌握が進められるという一連の事件が経過する。園田氏も云われる如く東夷考略に「東陲晏然耕牧三十年台有力矣」とある三十年は整数ではあろうが、万曆十年の王台の死から三十年を遡ると嘉靖三十二年前後が王台が哈達部長になつた時期と見てよいのではなからうか。後年の建州女直の奴爾哈赤の勢力確立の経過から考えて、王台が哈達部を掌握するに数年を要したであらうし、葉赫、烏拉、輝発等の海西女直、更に王杲、王兀堂等の建州女直を支配下に入れるまでには十余年を要したであらう。かくして女直諸部の上に君臨する強大な哈達王台の勢力が広順関外に形成された。しかも王台は明に対しては甚だ忠順な態度を保持した。明が王台を藩屏として東陲の安全を計るのは当然の策である。そのために新たに広順関經由の近路の貢道を開き、馬市を新設して、王台に対する優遇策が採られたと考へて誤りないであらう。従つて南関の開放即ち二関分道は、王台が哈達部長を承継してから可なり年月を経ていたと推測される。読史方輿紀要で顧祖禹が嘉靖中と記述していることは先に記したが、嘉靖中とすれば上の推測からして嘉靖の晩年でなければならぬ。ここで再び全遼志に二関

分道の記録がないことを採り上げざるを得ない。遼東の専志である全遼志が、二関分道という遼東辺防にも撫夷策としても重要な事件を、若しそれが実施されていたとしたら記述しない筈はない。記述が無いことは分道が未だ全遼志編集時には行われていなかったと考えざるを得ない。即ち嘉靖四十四年までは分道は行われていなかったのである。従つて顧祖禹の記述に拠る所ありとすれば、嘉靖中分道款関は正に嘉靖の最後の道四十五年ということにならねばならない。

二関分道を嘉靖四十五年とする右の推定を確める他の確実な史料を管見にして発見し得ないが、稻葉岩吉博士は「明代遼東の馬市」に於いて明末の馬市に触れられ、「嘉靖以前に於いて女直に対する馬市は鎮北関に由れる開原の南関市、及び撫順関に由れる撫順市を挙げたるが、隆慶・万暦の交に至り、馬市は下のごとく更改せり。」として広順関と鎮北関を挙げて広順関附近に開原の南関市が移設され、鎮北関に慶雲堡互市が移設されたと述べられた。博士が何に拠つて隆慶万暦の交とされたが不明であるが、広順関馬市の開設を「こは海西女直の名酋王台が来りて新城をその地に経始し、その勢力の一時全女直を圧せしに因る。明の將軍李成梁等は此勢力を利用して藩屏となさしめんとの考慮ありしかば、旁、互市場を広順関外に移設せしなるべし。」と云つておられる所から推すと、やはり王台の勢力確立の時期を基準として莫然と隆慶・万暦の交と考えられたものの様である。ただ嘉靖以前と隆慶万暦との間に明末開原の馬市の移設の時期を引かれたことはやはり一見識であつた。恐らく全遼志に二関分道の記録がないことを抑えていられたのであろう。さて顧炎武の天下郡国利病書卷十一遼鎮疆域・開原下城堡の条に「馬市堡、隆慶九年修。緩。」とある。筆者の見た版本が粗末な石印本で甚だ頼りないが、隆慶九年はあり得ないので九は元の誤りであろうと考える。緩は衝の対語で衝敵の要害ではなく後方予備的堡寨の意味である。さて馬市堡が隆慶元年に修されたと言うが修は従来あつたものを修復したのか新たに修築したのかはこれでは判然しない。翻つて遼東志全遼志を見ると鎮北堡管内に馬市屯はあるが馬市堡はない。この馬市屯は初設城東の馬市に基因する地名で、正統十四年城東馬市廢止後も其の名を受け継いだ屯聚である。隆慶元年修された馬市堡は必ず

やこの馬市屯がその周囲を新たに堡塞で囲まれて出来たものか、或は屯に近接して新築された堡塞かであるに違いない。堡が設置されたら当然瞭守の官軍が駐在した筈である。即ち嘉靖末年まで馬市屯と呼ばれた屯が隆慶元年に堡となり馬市堡と呼ばれることになったと考えられる。要衝ではない馬市屯にこの時堡が設置されたことには何か理由がなければならぬ。理由は二関分道による馬市屯の馬市再開に備えたものと考えて誤りないであろう。さきに二関分道が嘉靖四十五年と推定したこと、従つて馬市が馬市堡に移設されることになったのは同年かその次年位になるであろうことを考量すると、隆慶元年の馬市堡修築が符節を合することが知られて、逆に二道分関の時期の推定を裏付けてくれるものと云えよう。二関分道、馬市堡東果園二馬市の開設は正に嘉靖末年から隆慶元年にかけて行われたものである。

先掲劉台の上奏には正統以後の女真馬市即ち開原南関馬市を数えていない。南関の馬市は専ら海西女直のための馬市であつたが、海西女直が二つの勢力に分裂して分道欺関することになり、夫々に馬市堡と東果園に馬市が開設されたのであるから、この二馬市は南関馬市の分割移設である。稻葉博士の言われるごとく慶雲堡馬市が北関の馬市即ち馬市堡に移されたものでは決していない。劉台の上奏にも慶雲堡馬市は明かに存続しており、そして南関馬市を馬市として数えていないのは移設されたのが南関馬市であつたことを物語るものである。かくして南関の女真馬市は嘉靖四十五年―隆慶元年の間に廃止されたと見なければならぬ。それにも拘らず開原南城墻下には盛んに女直が往来して混列雑処の間に気儘な交易が行われていたことを劉台上奏は示している。南城墻下の市場こそ全遼志に開原城南門外西と示される女真馬市そのもの或はその後身である。移設廃止されたけれども女直は長期に亘つてこの馬市を利用して利便を得、明の商人との間にも深い密接な関係も成立していたにちがいない。そこはまた新設の二馬市よりもはるかに豊富な商品を揃えた市場に成長していたと考えられる。遼東志全遼志に掲げる馬市抽分の商品名は主としてこの南関市のものと思われるが、そこに挙げられていない更に多くの物貨がこの市場には持ち込まれていたであろう。こうして海西女直は新設の二馬市を素通りして旧南関

馬市に吸引された。明の方でも旧慣として黙認の態度をとつたのであろう。隆慶以後そこは正式には馬市と呼び得なくなつたであろうが、実際上は元の様に馬市と同じ役割を果たしつゝあつたのである。後万曆十一年十二月の海西葉赫の逞加奴仰加奴二奴の誘殺は開原城南で行われたが、それを記録した東夷考略万曆武功録等に「詣鬪門」「入鬪門」等の語が見える。この鬪門は市鬪の鬪門と解されるからその頃もお南関馬市が実際には交易の場所として女直に利用されていたのであろう。かくして隆慶以後開原には三関三馬市と一南関市、実質的には四馬市があつたとされねばならない。広寧馬市と撫順馬市を合せて遼東六馬市を数えた事になる。

遼東の馬市として著名なものは広寧開原撫順の馬市であるが、その他に遼陽長安堡にも馬市が置かれた時期がある様である。実録隆慶元年八月（庚子）に吏科給事中の鄭大経なる人物が命を奉じて薊遼軍士を賞慰し、還京上奏した十事の一に復馬市の項目を挙げて云ふ。

復馬市言。遼東長安堡旧有馬市。默存馭虜之權。且資戎馬之利。後以叛服不常。誘而殲之市。遂以罷。比虜
往往求復。宜許之以羈縻。……

これによれば長安堡に旧時馬市があつたという。長安堡は瀋陽と遼陽の中間西方の辺牆内、渾河の河沿にあつたと思われ、遼陽城副総兵の所属である。長安堡に馬市があつたことは右の史料を除いては管見に見出し得ない。従つて鄭大経の上言が唯一の史料であるが、彼が虚言をなすとは考えられない。やはり或る時期に長安堡に馬市を開設し、後に市夷の叛服常なきを以て市に誘殺して馬市を閉鎖したのであろう。鄭大経の上言では馬市が何時開かれ何時廃止されたかは全く不明である。長安堡に馬市が開設された場合にこれを利用したのは住地の關係から考えて恐らく泰寧衛であらう。かくして福余に慶雲堡馬市、泰寧に長安堡馬市、朶顔に広寧団山堡馬市と兀良哈三衛が夫々に専用の馬市をもつた時期が考えられるが、残念ながらそれが何時頃か解らない。鄭大経はその馬市が叛夷の誘殺の後に閉鎖されたと記している。これに最も

近い例と思われるものは実録嘉靖三十九年十二月（癸巳）の条に見える泰寧衛の叛夷果力箇の誘殺である。果力箇の四世の祖恩孛羅は馬市に入辺してその族十三家を率いて内附を請い、許されて塞内に住牧しながら虜中の動静を明の為に偵伺した。その後聚落が増加して衆百余人になり、嘉靖三十四年に果力箇等は、求賞を抑制されて明に叛き虜中に去り、内地の曲折を洩らして入寇の先導に立つことになった。

三十四年遂叛降虜。告以内地曲折。導使入寇。于是遼陽瀋陽広寧歳有虜患。每至果力箇等輒為先鋒。或面語城上卒曰。不亟賂我。且屠爾城。巡撫都御史侯汝諒患之。乃密請布賞格。官軍能計擒果力箇等。如哈舟兒陳通事之例。陞賞。上從之。汝諒乃密遣通事陳紹先等。誘果力箇等入市。伏甲襲之。酒半伏起遂擒果力箇等及

其党四十余人。事聞。詔按誅果力箇等。……

恩孛羅が入市した馬市も、果力箇を誘うて入市させた馬市も広寧であるかも知れない。併し果力箇等が先導して頻りに侵掠した地方が上に掲げた様に主として遼陽瀋陽広寧。即ち遼河套に面する辺境であることを考えると、果力箇等が詳知していた内地の曲折はこの方面であつたにちがいない。即ち彼等は瀋陽遼陽の西辺即ち長安・長勝・長勇堡或は長寧・長静堡方面の事情に詳しかったと思われる。万曆武功録によれば果力箇は「居遼陽久」とある。正に長安堡方面に居たのである。或る時期の長安堡馬市の存在が前提されるのであるから、果力箇等は遼陽塞内に住牧しながら長安堡馬市に出入する市夷であり、その立場を利用して偵伺の便も得ていたのであろう。果力箇誘殺の馬市が広寧であつたとしたら、広寧馬市に往来する朶顔泰寧及びその背後にある察哈爾諸部の不信を招き如何なる大事に発展するか計り難いものがある。明としても容易にかかる危険は犯されない筈である。更に馬市で市夷を誘殺し、馬市を閉鎖すれば必ずやその一党の反撃を予想せねばならぬ。この時期に広寧馬市閉鎖の記録はない。果力箇誘殺は広寧馬市ではなかつたと考えねばならぬ。全遼志巻二辺防によれば長安堡・長勇堡に備禦が設置され、兵馬五百名が添増されたのは嘉靖四十年である。これは、果力箇の誘

殺長安堡馬市の廃止に伴ふ措置ではなかつたかと思われる。果して嘉靖四十二年隆慶元年等に長安堡は侵掠を受けており、同年鄭大経の復馬市が上言されている。以上の様に考えると、果力箇誘殺の馬市は恐らく長安堡のそれであろうと推測される。

以上の推測が許されるなら、長安堡馬市の廃止は嘉靖三十九年である。それでは何時開かれたか。これは全く不明であるが、強いて推量すれば察哈爾部の東遷という遼東の形勢に大変化をもたらした事件の結果ではあるまいか。和田博士によれば察哈爾部の東遷は嘉靖二十六年である。東遷の小王子達資遜汗が進駐住牧することになったのは西遼河の流域即ち泰寧衛の住地であり、その地域はすでに達資遜汗の父博迪汗の時に平定され經營されていたと云われる。^{註4}この征服により住地を逃れ明辺近く遼河套に移住した泰寧衛人も多かつたであろうし、更に察哈爾の東遷によつてその住域を追われた泰寧衛人は北に東に移動せざるを得なかつたであろう。かくて明辺近く遼河沿岸に押し出された泰寧衛は広寧の馬市を利用するに距離的にも察哈爾の強い圧力からするも不便を感じ、明に要請して長安堡に馬市を開設させたのではなかつたか。以上は全く推察に過ぎないが、長安堡馬市の開設は嘉靖二十七・八年頃であろうと思う。そしてそれは専ら明辺に逃移した泰寧衛のための馬市であつたろうと考える。しかもその期間は僅か十年にして泰寧衛の叛夷果力箇等の誘殺を以て廃止されたものの様である。

さて鄭大経の上奏には長安堡馬市を復開せんことを述べている。これに対する戸部兵部の覆議は守臣の議処に任せんとある。復開されたか否かはやはり解らない。復開について守臣の間に賛否両論があつて決定しなかつたものの様である。実録隆慶五年四月（丙辰）の条に見える遼東巡撫張学顔の条奏十事の一に議撫賞の一事があり、「虜酋頻年乞賞。守臣未有定議」とあるのは後述の寧前木市のことであるが、また長安堡馬市復開にも相通ずる遼東守臣の態度を示すものである。互市は双方に利益があり虜来つて互市を求むればこれに応ずべしとして開市招撫を行つた張学顔の在遼時代ですら長

安堡馬市が復開された形跡はない。万曆四年の前掲劉台の上奏も長安堡馬市には全く触れていない。恐らく復開されなかつたのであろう。張籍世の遼夷略敘言に

至万曆四十三年。遼陽長安堡新開木市。而西自広寧東遼陽境外。遊牧絡繹。是虜亦以木市為命矣。

と見えて、万曆四十三年に長安堡に木市が新開されている。この史料は隆慶万曆間に長安堡に馬市が復開されなかつたことを示しているといえる。と同時に長安堡が互市場として適地性をもつていたことが伺われる。そこは遼陽瀋陽に近く、渾河に添う地点であり、先に馬市が開設された歴史をもつ場所である。「往復」とあるから屢々復開の要求が泰寧衛を通じてなされた様である。やや推測を逞しくすれば馬市は復開されなかつたが默認的な互市は断続して続けられていたのではあるまいか。だからこそ万曆四十三年に至つて建州の奴兒哈赤の勢力を牽制させるために遼河套に住牧する諸部落に公然と木市を新開して撫賞を得る途を開いてやること が有効な方策たり得たのではないか。この場合遼夷略が傳える木市の新開は互市の公認を意味するに過ぎないと思われる。立地的に遼河套の東端に位置する長安堡と主として遼河套に遊牧する諸部落に本来的な木市の開設は無意味に返い。寧ろ馬市の開設（復開）なら肯づけるしその方が取引の實際を正しく示すものであろう。ただ明末兀良哈三衛察哈爾諸部に対して新たに開かれた互市場は殆んど木市であつた。そのために長安堡の互市も木市と呼ばれたかも知れない。要するに長安堡に万曆四十三年には木市と呼ばれる公然たる互市場が再開されたが、馬市廃止と木市新開の中間の時期にも長安堡では默認的互市（撫賞を伴わない）断続して行われていたのではあるまいか。と推測される。

以上一時的ではあるが長安堡馬市、その後身の長安堡木市を馬市の一所として数えると、明末遼東には馬市だけで七馬市の存在を確認出来る。但し七馬市が併存した時期は殆んどない様である。撫順の馬市はヌルハチの对明戦開始によつて終り、開原の馬市は禁赫の滅亡によつて終り、長安堡は遼陽陥落によつて終り、広寧の馬市は林丹汗の西走によつて終る

ものと考えてよい様である。

二、遼東の木市

明史卷八一食貨志五馬市の条の末尾に

遼東義州木市。万曆二十三年開。事具李化龍傳。二十六年從巡撫張思忠奏。罷之。遂并罷馬市。其後總兵李

成梁力請復。而薊遼總督万世德亦疏於朝。三十九年復開馬木二市。後以為常。

とあり、明史録万曆二十九年十二月辛未の条に、

命開復顏各夷馬木二市。并復寧前木市……万曆二十三年。小夕青欲義州大康堡開木市。聽各夷取木

順河運進買売。撫臣李化龍為請亦以木稅多寡。撫賞市夷。然視馬市報箭規格則不同。二十六年撫臣張思忠稱

土蠻之子孿臣慙糾合小夕青。每年既得市賞。又要比照宣大賞。時肆掠木馬二市。繇此議罷。

とある。これらの史料によつて、義州の木市が万曆二十三年義州大康堡に開設され、二十六年一旦廃止され、その時広寧の馬市も閉鎖されたが、万曆二十九年十二月広寧馬市義州木市共に復開されたこと。同時に寧前にも木市があつて、それが閉鎖されていたのが二十九年十二月に同じく復開されていることが知られる。明史食貨志の三十九年復開は実録によつて二十九年復開の誤りであることは明かである。

明史二二八李化龍傳に抛れば彼は万曆二年の進士で、南京工部主事・右通政使を経て万曆二十二年五月擢でられて右僉都御史で遼東巡撫となり辺防に功績を立てた。次いで兵部右侍郎となつたがそのまま遼東巡撫の任に當つた。万曆二十三年榮顔を率いる猛酋小夕青が木市を開かんとすることを請うに及んで上疏して開市の五利を述べたが、この上疏が入れられて遂に義州大康堡の木市が開かれることになつた。李化龍は小夕青が遼東辺外の諸夷中最も兇狡雄長の夷酋であることを述べ

その彼が今関を叩き開市を求めているに際して「臣遍詢將領及彼地居民。僉言木市開有五利。」と遼東の將領や居民の意見を広く聞き、それを代表する形で五利を挙げている。

河西無木。皆在辺外。叛乱以来仰給河東。以辺警又不時至。故河西木貴於玉。市通則材木不可勝用。利一。

所疑於歹青者無信耳。彼重市為生路。当市時必不行掠。即今年市而明年掠。我已収今年不掠之利矣。利二。

遼東馬市成祖所開。無他賞。本聽商民与交易。木市与馬市。等有利於民。不費於官。利三。大举之害。酷而希。

零竊之害。輕而數。小歹青不掠錦義。零竊少矣。又西不助長昂。東不助炒花。則敵勢漸分。即寧前広寧患亦

漸減。且大举先報。又得預為備。利四。零竊既希。辺人益得修備。利五。

五利は大別して経済的利益と辺防上の利益の二つである。河西の材木不足は「木貴於玉」という材木の値上がりを引き起こすことがある。その供給源として三衛住牧地方があらゆる点で便宜なことは明かである。距離的に近いし、大凌河・小凌河・寧遠河・六州河等の河運を利用して運搬も容易である。木市の開設を利とするのは決して小歹青等辺外の部族だけではなく、寧ろ辺内明人の方がより大きく希望したのである。しかも馬市と同じくその交易は商民と夷虜との相互貿易であるから政府としては費用の支出は不要であるという。公設の市場であるから馬市と同じく撫賞は必要であろう。「無他賞」とは朝貢に於ける正賞の如きものは無いという意味である。馬市に於ける撫賞は遼東志卷三・兵食・辺略・馬市の条の末尾に示す様に酒食の供給と衣布靴鍋等の賜与であるが、馬市の市税を以て当てられた。木市の場合も前掲万曆二十九年の明実録に示す様に「以木税多寡撫賞市夷」とあるから官の特別な支出は必要としないわけである。即ち木市の開設は明側に対しては経済的には全く無害有利というのである。一方辺防の上からも開市の年にはその年だけでも侵略を免れる利があり、木市を利用して小歹青を操縦することによつて辺外勢力を分断し外患を減ずることが出来、動静偵伺の便も得る。その間に辺備の修復も可能である。即ち開木市は辺防上も幾多の利益があることを挙げている。李化龍の上言に当時

の馬市更に木市も専ら民間貿易になつてしまひ官は貿易そのものには直接は關係していないことを述べた点は明末遼東の互市の性格を見る上に重要な手掛りであるが、それは暫らくおき、上の李化龍の五利は正に当時の遼東の將領と商民―相互に密接に結び合つており、或は將領高官自体が辺境貿易に参加していた―の利益そのものを示している。主なる目的は貿易の利であるが、辺防上の利を附加して開市の許可を得易くしているのである。實際は外交辺防とは分離して貿易は貿易として行ふべきだとする商業的要請が底に潜んでいたと思われる。とにかく遼東の將領も商民も木市開設を強く要望していた。この事が木市開設を断行させた主な原因である。この時木市の開かれたのは義州大康堡であるが、そこは大凌河が辺牆を入つた直ぐの地点（明代遼東辺牆図では得勝堡附近）にあつたと思われる。

万曆二十三年に開設された義州木市は万曆二十六年に一旦閉鎖された。當時の遼東巡撫張思忠の言うところによれば土蛮之子捲臣慙糾合小歹青。毎年既得市賞。又要比照宣大賞。時肆搶掠木馬二市。繇此議罷。

とある。和田清博士の「察哈爾部の変遷」によれば、土蛮とは韃韃の凶們汗のことであり、捲臣慙はその後を継いだ布延徹辰汗のことで、察哈爾部の部長として左翼三万戸を率い、形式的には全蒙古の大可汗の称号をもつ君長である。小歹青は土蛮の曾祖父凶鳴博羅特の次子貝瑪の長子であるから、土蛮の父達賽遜の従弟に当る人物で、義州木市の開設を要請した酋長である。達賽遜汗が父博迪汗の後を継いだ嘉靖二十六年頃は右翼三万戸を率いる西蒙古の俺答・吉能の勢力が強大であり、それに圧迫された達賽遜は察哈爾部を率いて興安嶺を越え、シラムレン河北域に東遷を余儀なくされた。次いで漸次福余泰寧二衛の住域を侵して二衛を支配し、その駐牧地も二衛の地を蔽うことになつた。朶顔衛は察哈爾の圧力を受けることは福余泰寧二衛に比してやや少なかつたが、その東辺はやはり察哈爾の支配下に入つた。小歹青等は察哈爾の一枚であるが、恰も朶顔の酋長の如く振舞い、朶顔の酋長との間には姻戚關係も結ばれていた。小歹青は遼東を盛んに侵した酋長である。李化龍の上奏にも云う様に、一方で互市を行ひながら他方では侵掠を行うといつた状態であつたが、李化龍

等の様に互市した年は侵略しないことを一利とし、専ら木材輸入の利益を希望する者がその責に任じている場合は木市は維持され得ただろうが、木市を単に招撫懷柔の手段と見るならば、木市を開いても侵掠が防止され得ないのであるから木市の廃止が考えられるのも当然である。張思忠及び彼を継いだ李植はかかる考に立つ者であつたらしい。しかも張思忠が遼東巡撫であつた時、摺臣愨と小歹青は共同して広寧馬市義州木市における撫賞を宣府大同の馬市に準じて等しくせんことを要求した。当時の宣府大同の馬市は隆慶五年に西虜（北虜）俺答一派に開かれた一年一回の定期市で、その「撫賞甚厚。朝廷為省客兵餉。減哨銀。以充之。頻年加賞。而要求滋甚。」と云われる様に、俺答の激烈であつた侵寇を再び呼び起さない為に巨額の撫賞が贈与されていた。摺臣愨小歹青等はその宣大の撫賞と等しくせんことを求めたのである。万曆武功録卷十二速把亥列傳に

其四月速把亥借土蛮・打来罕・黑石炭・歹青・拱兔・煖兔・以兒鄧。欲請比宣大貢市。往広寧款塞。以為歲遺我繪黎米漿則已。不遺我而酒云謝絶。則我以數万騎。馳驟稼穡也。

とあるによれば脅迫的な要求であつたことが知られる。これは明として容易に応じ得る要求ではなかつたに違いない。万曆二十五年四月から李化龍に代つて遼東巡撫に任じていた張思忠はその要求を拒絶すると共に總兵李如松を誡めて侵寇に備えしめたのであろう。二十六年四月果して彼等は遼東に侵寇した。明実録には四月丁卯の条に「虜寇遼東。総兵李如松遠出搗巢死之。」とあり、明史李如松傳には「土蛮寇犯遼東。如松率輕騎。遠出搗巢。中伏力戰死。」とある。和田博士の御教示に抛ればこの時はすでに速把亥・土蛮共になく、土蛮を継いだ布延徹辰汗（摺臣愨）に率いられる察哈爾部の侵寇をかく云つたのである。曆戰の勇将李如松は直ちにこれを迎え撃つて刃を出で、輕騎を率いて追撃し反つてその伏兵に墮ちて戦死した。恐らくこの李如松の敗死が契機となり張思忠は馬木二市の閉鎖を奏請断行したものであろう。

併し馬木二市の停廢は察哈爾・兀良哈の侵寇を一層激化せしめる原因になる。李化龍傳によれば總兵官馬林は馬木二市の

復開を便とし、張思忠の後任李植は廃止を固執して、兩者の意が一致しないために二市が復開されず、ために小歹青等の寇掠が激発したと云う。明実録によれば万曆二十六年十月、二十七年閏四月、同年十月、二十八年九月、二十九年三月等に虜寇を記している。これは何れも大挙入寇のもので、記録されない小寇は更に頻繁に行われた様である。兵科都給事侯先春の上言には「虜之入寇殆無虛日。」と云い、同じく兵科給事中桂有根の上疏には「遼左殘破已極^{註7}」といつている。この間撫鎮矛盾即ち李植と馬林の対立は中央でも色々論議を呼び、開否を明決すべしという意見が侯先春等によつて上言された。やがて遼東では馬林が革任され、老齡の李成梁が再び遼東鎮守総兵に任命された。万曆二十九年三月のことである。李化龍傳には李成梁が開市を力請したとある。これより先巡撫李植は万曆二十七年九月の錦義地方の虜寇の報告書が巡按王業弘と矛盾したため、王業弘の弾劾を受け二十八年二月には召還查覈を受けることになった。遼東多事の際としてその後任の速點が大学士沈一貫により再疏され、^{註10} 薊遼總督邢玠からも疏請されたので、万曆二十八年七月（戊申）に陝西右布政使趙楫が都察院右僉都御史に陞任され遼東巡撫に任命された。即ち馬木二市の閉鎖を主張した李植は李成梁が遼東鎮守総兵官に再任された時はすでに解任召還されていたのである。「鎮守遼東二十年虜人畏服」した李成梁が開市を力請し、更に薊遼總督万世徳がこれに賛して上願するに及んで遂に万曆二十九年十二月（辛未）に馬木二市の復開が許可された。前掲のごとく明実録同年同月の条に曰う。「命開復朵顏各夷馬木二市。并復寧前木市。」廃止の期間は約三年に過ぎない。明史食貨志・馬市に「後以為常」とある様に以後停廢は行われず、清の太宗の察哈爾征服を以て終つたものであろう。天啓元年撰輯の張鼎の遼東略には遼東辺外諸部の状態を述べて詳しいが、彼等が市賞を領する場所を各種族毎に挙げてゐる。張鼎が鎮遠関で「領市賞」というのは鎮遠関經由で入辺し広寧団山堡の馬市に至つて互市受賞する意である。従つて鎮遠関で「領市賞」と記述した部族が多いのは広寧馬市が最も盛んに利用されていたことを示すものである。それ等の間にあつて「其鬼麻一種凡五枝。小歹青一枝。市賞則大康堡……耿耿歹青・青歹青・石保赤丑庫兒三枝。市賞亦大康堡

也。」とあるのは義州大康堡の木市が天啓年間にも統開されていたことを證してくれる。

万曆二十九年十二月の馬木二市復開の命令には「并復寧前木市」とある。更に復開を命じた実録の条の後文に「長昂・董狐狸・老絲孩子三酋亦請復寧前木市總兵尤繼先許之」とあつて、捲臣熬小歹青等が馬木二市の復開の請求をするときに前後して朶顔衛の強酋として知られた長昂や董狐狸や老絲（朗素？）孩子等が寧前の木市の復開を請願し、寧前（副）総兵の尤繼先なるものが許可を便として復開を薊遼總督万世徳に申請したものの様である。李成梁の力請や尤繼先の申請に應じて復開を促進した万世徳の上言には遼東の馬市や木市の性格を明かにする上に重要な意見が述べられているがそれは別に譲り、広寧の馬市と義州の木市と共に寧前の木市も復開されたのである。寧前の木市も復開とあるから、以前に閉鎖と閉鎖の時代があつたわけである。寧前の木市については全遼志、明史食貨志等には全然記述がない。ただ閉鎖は広寧の馬市義州の木市と同時になされたのであろうことは推測に難くない。何となれば馬木二市の閉鎖が察哈爾部と朶顔三衛を対象とするものであつたのだから。とすると寧前地方の木市は万曆二十六年閉鎖されるまで或る期間開設されていたと考えられる。翻つて明実録を見ると、隆慶五年四月（丙辰）の条に遼東巡撫張学顔が十事を条奏した中に「議撫賞」の一事があり、「虜酋頻年乞賞。守臣未有定議」るも、結局互市によつて虜情傳報の利と、互市そのものが相互を利するのであるから、「虜来求市。宜令寧前亦如広寧例賞之不必拒絕。」という意見を上奏している。この上奏は部臣の覆奏を経て許行の詔命が下されている。右の張学顔の上奏によつて、頻年乞賞とは寧前互市の要請であつたことが知られ、しかも許可されているのであるから、寧前互市は隆慶五年に始まると考えてよいと思う。この互市は木市と呼ばれたのであろう。長昂等三酋が寧前木市を復開せんことを請うているのであるから、寧前における閉鎖以前の互市が木市と呼ばれていたことは確かである。更に明実録嘉靖二十六年五月（戊午）の条に

金州諸島造船。皆取木辺外。請于江沿台堡設巡檢司。以革木販之弊。

とあり、金州地方での造船材料が辺外の木材に依存していたことを知る。辺外は必ずしも寧前錦義の辺外とは限らず、河東辺外にも木材は豊かであつたが、義州木市について述べた様に大凌河小凌河等の河運を利用すれば容易に渤海湾に運び得るし、後に河西に木市が幾つも開設されたことを勘案すれば、取木の辺外は主として錦義寧前辺外を指したものである。とすれば隆慶五年に寧前木市が公許される以前にもこの方面で黙認的な木材取引が辺外と行われていたと考えざるを得ない。即ち寧前木市の起源は隆慶年間を更に遙かに溯つた時代に黙認的な密貿易として始まり、隆慶五年に木市として公認され（公認後は撫賞あり）万曆二十六年に至つて一旦閉鎖されたが二十九年十二月に再開され、清朝の河西征服によつて終つたものであると云える。

寧前木市は何処に開設されていたのかは先掲の遼夷略が明示してくれる。

且以寧前而論之。其革蘭泰之一種凡八枝共四十箇。而領市賞則高台興水泉二堡也。

寧前とは寧前参將所屬の寧遠衛前屯衛の地であるが、高台堡は前屯衛所屬で六州河の沿岸にあり、興水泉堡は寧遠衛所屬で寧遠河に沿ひ寧遠城の上流に位置している。六州河寧遠河は辺外に発源し渤海に注ぐ寧前地方では大きな河であり、金州方面への木材海上輸送に直結し得る便がある。この両河の沿岸に木材を中心とする互市場が発生し發展する自然的な条件は備つていたと云える。さて諸部が市賞を領するのは広寧の馬市であり、或は義州の木市であるが、遼夷略ではそのことを単に鎮遠関に於て、又は大康堡に於てと記している。従つて寧前の場合革蘭泰の一派が市賞を領したる高台堡興水泉堡が即ち寧前の木市場を指すことは明かである。かくて寧前の木市と明夷録に見えた市場が二市場であつたことが知られる。なお革蘭泰は朶顔の巨酋で明に通貢すると共に察哈爾部とも西虜俺答とも通じ嘉靖年間に活躍した朶顔の部長であるが、嘉靖二十七年に死んでおり、万曆二十八・九年寧前木市の復開を要請した長昂はその嫡孫、革狐狸はその次子に当

る。即ち寧前木市は主として朶顔衛専用の木市であり、恐らく広寧の馬市への互市交易権が実質的に次第に察哈爾部に奪われ、朶顔衛は住地に近い寧前に互市場を求め、従前行われていた木材の密貿易の公認を隆慶年間に要請したものであろうと考える。

遼夷略には以上の義州の木市寧前の木市の他に錦州の木市と考えられる市場がある。

其驪塔必一種凡十枝共四十箇。而領市賞則鎮遠関与大福堡也。

驪塔必は和田博士によれば打来孫汗（達賚遜汗）の弟で錦州辺外に近く住牧していた山前（山南）部落の酋長である。その驪塔必の系統脳毛大・拱兔等が一部は広寧の馬市に互市し、一部は錦州大福堡で市賞を領するといっているのである。大福堡は錦州城西、小凌河の一支流女兒河の沿岸にあり、女兒河の河運の利用により木材の運搬に便であることは先述の六州河寧遠河等と同様である。遼夷略の本文によれば広寧西北面で辺から離ること七百余里に住牧し広寧の馬市に通ずるものとして驪塔必の九子を挙げ、次に「第十子曰洪兔者对錦州西北辺五百里而牧其市賞在錦州大福堡焉」とあるによれば大福堡の市賞に与るのは洪兔一派であつたことが知られる。錦州木市が何時始まつたものか明かでないが、義州の木市とその開設廃復を一にしたものと見て誤りない様に考える。

更に遼夷略には今一つの木市を記している。これは既に馬市の章の末尾に挙げた長安堡木市即ち、万曆四十三年遼陽所属の渾河沿岸長安堡に新設された木市である。馬市に関連して先述したから再説しないが、以上明末には朶顔泰寧や察哈爾部に対して馬市の他に木市と呼ばれる互市場が遼西の各辺境地帯に設置され合計五所に及んだことが明かとなつた。長安堡木市は実質的には長安堡馬市の復開と見る方が妥当の様に思うが、錦義寧前の四木市は木材取引を中心とする互市場であり、遼西辺外の木材を供給源とする。この地方に住牧する朶顔や察哈爾の部落は本来遊牧民であり、又は朶顔の如きは既に早くより農耕生活を行つていた部族である。その彼等が木材の取引を自発的に要求したとは考えられない。寧ろ

明側の高い木材需要が彼等を動かして木材取引が行われる様になつたと考える方が正しいと思う。木材及び毛皮等北方物産の供給に対して彼等辺外諸部は絹・棉布・農具・塩・米・鍋等を、一直接交易によつたか、中間に貨幣の媒介を挾んだかは明かでないが、一反対給付として獲得していたものと思われる。

三、寛奠等の互市

明末遼東には馬市木市の外に単に互市と呼ばれた辺境貿易場がある。寛奠清河鬻陽の三互市が即ちそれである。これらの互市は寛奠六堡展築の善後策として建州女直を懐柔招撫するために生活必需物資の交易を許可公認したものであつた。その設置の事情は明実録（内閣文庫本）万曆四年三月（庚子）の条、万曆武功録卷十一王兀堂・趙鎮羅骨列伝、山中聞見録卷十一、建州私志上卷、全辺略記卷十遼東略等に見えるが、一例として山中聞見録を挙げる。

巡撫張学顔程期按視。王兀堂等十余酋環跪馬前。称修堡塞道不得困獐內地。諸部願所在質子通市易塩布。学顔既畢。上請於寛奠永奠得通市。謂東夷惟易米布猪塩。無馬匹他違禁物。与開原広寧撫順異。即以市税量充無賞。予之便。制曰可。自是開原而南。撫順清河鬻陽寛奠並有市。諸部亦利互易。無敢跳梁。

寛奠等六堡展築の工事進行状況を按視した巡撫張学顔に東建州の巨酋王兀堂等數十酋（他書に云う）が狩獐地を失うことを理由として交易許可を要請した。拒否すれば展築の妨害を招くことを憂えた張学顔は完工の暁に互市を許すことを約して彼等を慰撫したものの様である。万曆四年三月（庚子）寛奠六堡の修完に際し、遼陽に在つた定遼右衛軍士及び倉官を寛奠に移して六堡の守備に任じ併せて衛学を建て学田を発附すること共に、寛奠での女直互市の許可を張学顔は奏請しその許可を得た。女直の要請は山中聞見録に「願所在質子通市易塩布」とある様に単に寛奠での互市だけでなく、彼等の住地に便宜の土地での互市も要請したのであろう。寛奠と共に清河鬻陽での互市が許可開始された。さて張学顔の

奏請に寛奠互市は米布猪塩のみで馬匹違禁の物は無いと云い、開原広寧撫順の互市即ち馬市とは異ると云つてゐるのは注目される。馬市は本来馬の取引とそれに附随して發展した互市であり、ここでは馬は拒否されない商品であつた。併し寛奠では馬の取引は許されないという。これは何を意味するのであろうか。恐らく張学顔は寛奠互市では官市はないこと、同時に貢馬の受領審驗等もないこと、いはば寛奠互市は官の直接関与するものでなく、全ては民間互易であり、官はただ市税を収めて女直撫賞に充てて招撫政策の一助とし、治安維持と偵視の役効を収めるだけであることを謂つてゐるものと考えらる。更に奏請は東夷の互易は米布猪塩のみと云い、諸部の請願も通市して塩布を易えんことにあつた。塩布又は米布猪塩は女直側が欲求する商品であり、明側の供給する物資を示すのである。狩猟地を失うことを理由に女直が欲したのは直接には米布猪塩等の生活必需物資であつた。米布塩はとも角猪即ち豚が要求されるのは一見奇異であるが、農耕化してゐた当時の建州女直は狩猟による肉類の獲得が恒常的でなくなり逆に中国にこれを求めたものと思われる。米布猪塩を得る為に女直は何を持つて互市に臨んだのであろうか。いみじくも清の太祖ヌルハチが煮乾を指導して明人の買叩きを免れたという人蔘、狩猟の獲物としての、又は輿地との取引による毛皮類、さては蜜、松子、木耳、馬尾、蠟、木菇等、いはば馬市の商品群から牛馬等の家畜類を除いた様な商品が女直の帶來した物貨であつたと考えて誤りないであらう。

万曆四年に開始された清河鑿陽寛奠の互市は女直も明の辺人も共に便宜を得て發展しつつあつたが、万曆七年七月の寛奠互市の際参將徐国輔の弟徐国臣や蒼頭軍の劉佐が減価強買し、肯じない市夷に暴行して掠取する等の事件が起り、寛奠に出入する市夷の忿激を買い市夷は「皆絶跡闕市下」^{註12}に至つた。更に王兀堂等は寛奠に貢道を求め馬市の開催を期待したがそのことが実現しないのを怒つて大挙入寇の氣勢を示した。これに対して明側も備える所があつたが、万曆九年李成梁は遂に出兵し王兀堂の勢力を鴨兒匱に撃破した。従つて万曆七年七月以降九年まで寛奠更に鑿陽の互市は開かれなかつたと云える。清河もそうであつたかも知れないが、清河はやや北に寄つてゐるので王兀堂輩下に届かない蘇子河方面の女

直は互市に往来し得た様に考えられる。寛奠鑿陽も明側で閉鎖したのでなく、王兀堂の方から忌避したのであるから、入市する女直があれば開市され得たもの即ち明側は互市そのものを廃止したのではなかつた筈である。従つて王兀堂の敗亡後は恐らく直ちに互市は復活したのであろう。このことは清側の史料によつて推測される。即ちヌルハチが建州女直を統一して所謂建州グルンを建設した万曆十六年の滿洲実録の記事に

撫順清河寬奠鑿陽四処関口互市交易以通商賈。因此滿洲民殷國富。

とあつて、四処の互市が持統繁榮していたことを物語つているからである。更に四処の互市で女直に与えられる撫賞が銀に折せられる様になり。万曆三十年以後は四処合計八百兩がヌルハチ・スルガチ等の滿珠国に歳犒銀として毎年給賜されていたことは別の拙稿で述べた通りであり、互市は万曆四十六年ヌルハチ対明宣戦まで続けられたのである。さて寛奠等三互市は万曆四年公許されたのであるが、女直住域であつた寛奠は例外として、清河鑿陽は旧来女直と接境の地であり、互市が行われたのは万曆四年に始まるか否かは検討を要する。明実録嘉靖二十二年八月（丁丑）の条を見ると鑿陽失事の罪によつて副総兵劉大章が巡按御史によつて逮問されている。その原因は、開原防衛を總兵韓國忠が分担し、鑿陽湯站方面の防衛を劉大章が分担することに定められていたが、「東北賊犯鑿陽者。大章每遇輒敗。莫能制之。遂假無処之名。私許貿易。致虜邀殺通事。挾求添貢。遂於今年六月大入湯站堡」つたからである。これによると鑿陽では劉大章が女直無処の名目で私かに貿易を許していたことが知られる。即ち万曆四年鑿陽互市公許以前に半ば公然と鑿陽互市が行われていた時期があり、こうした先例が女直側に所在通市の要請を惹き起す原因となり、寛奠と並んで公認の互市場として復活するに至つたものと考えられる。清河についても似た様な事情の存在が推測はされるが明かでない。

結

以上明末遼東の辺境に開設されていた各種の互市場を検出した。これらの互市場は序に言つた通り馬市木市又は単に互市と呼ばれたが、かく異つて呼称されるには何等かの差異が考えられねばならない。その他明末の遼東の互市について触れなければならぬ幾つかの問題があるが、すでに紙数を超過した本論ではその余裕がないので別の機会に譲り、今は単に明末の互市場が明の初中期に比して著しくその数を増して遼東国境の各所に開かれていたことを述べるに止め、それを表示して結びに替えることにしたい。

表について

表中の数字は年次を示す。点線は密貿易かまたは默認的互市の存在が推定されることを示す。

長安堡は復活後は木市である。慶雲堡馬市は嘉靖三年以前は近くの古城堡に設置されていたのであるが便宜一括する。

明末遼東の互市場（江嶋）

互 市			木 市				馬 市						互市地名 年次	
清河	瓊陽	寬奠	前屯高台堡	寧遠興水縣堡	錦州大福堡	義州大康堡	遼陽長安堡	撫順	開原東果園	開原馬市堡	開原南関	開原慶雲堡		宏寧團山堡
														成化以後 嘉靖以前
														嘉 靖
														隆 慶
														萬 曆
														天 啓 昌

註1 中山八郎氏「明代滿洲に於ける馬市開催地に就いて」人文研究七の八

註2 園田一亀氏「明代建州女直史研究」続篇三二六頁

註3 稻葉岩吉博士「増訂滿洲發達史」所載「明代遼東の馬市」二〇三頁広順関外に南関馬市を移設し、慶雲堡馬市を北関（鎮北関）に移したとか、清河驛陽寬堡の互市場が万曆元年の開設であるとか明末の馬市互市についての博士の御考察は簡単に誤解が多い。

本稿では一々は採り上げないで論を進める。

註4 和田清博士「東亞史研究」蒙古篇「察哈爾部の変遷」本稿の察哈爾染顔關係の叙述は専ら博士の右の御研究に負うところが多い。記して厚く謝意を表したい。

註5 全右による

註6 明史食貨志・馬市の条

註7 明実録万曆二十八年六月癸酉、全二十九年七月己亥の条

註8 全万曆二十八年六月己亥全二十八年七月乙巳等の条

註9 全万曆二十七年十二月己亥、全二十八年六月癸酉、全年七月丁未等の条

註10 全万曆二十八年七月乙巳、全年七月丁未の条

註11 全万曆二十八年七月戊申の条

註12 万曆武功録卷十一王元堂・趙鎖羅骨列伝による

註13 拙稿「明末女直の朝貢について」清水博士追悼記念明代史論叢

（本稿は昭和三十六年度文部省科学研究費による研究の一部である）

**Hu-shih-chang (互市場) in Liao-tung (遼東)
in the end of Ming (明)**

by Hisao ESHIMA

Through the beginning and middle age of Ming, the public trading places called Ma-shih(馬市), which were established in the boundaries of Liao-tung were four in the largest number, one in the smallest. Nevertheless in the end of Ming, about ten public trading places were established, in addition to those in the past. This article is an attempt to make clear the seats of these public trading places, the reason of the establishment, their durations and their abolitions.